

令和3年5月11日

保護者の皆様

尼崎市教育委員会

緊急事態宣言の延長に伴う部活動の一部変更について（通知）

皆様におかれましては、高等学校における新型コロナウイルス感染防止対策にご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、部活動について令和3年4月28日付「緊急事態措置期間における部活動の一部変更について（通知）」でお知らせいたしましたが、県内における「緊急事態宣言」が5月31日まで延長されることに伴い、次のとおり内容を一部変更することといたします。

皆様には長期にわたりご協力をお願いすることとなりますが、お子様が安心して過ごせる学習環境の維持に努めてまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

部活動【令和3年5月12日(水)～令和3年5月31日(月)】

生徒の心身の健康を維持する観点から、大会の有無に関わらず文化部を含め部活動を実施するとともに、今月末から始まる高校総体等の大会に安全に参加できるよう、次の点を守り活動を行います。

(1) 平日（4日）

- ・十分な感染防止対策を実施したうえで、校内（活動拠点が無い場合は該当施設含む）のみ活動を実施します。
- ・練習試合、合宿等宿泊を伴う活動は実施いたしません。
- ・活動時間は2時間以内とします。

(2) 土日

- ・原則休止とします。

ただし、高体連・スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加、それに伴う大会初日の3週間前からの練習（合宿等、宿泊を伴う活動は除く）は可とし、土日のいずれか1日のみ、時間は3時間以内とします。

- ・活動場所は、校内（活動拠点が校内にない場合は該当施設含む）のみの活動とします。
- ・公式大会に合同で参加する場合、または、公式試合に向けて自校単独では練習試合ができない場合のみ、他校と合同による練習を可とします。

以上

（担当：幼稚園・高校企画推進担当）